

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年3月4日 午後3時09分～午後3時21分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

副委員長	坂口健太	委員	帶田裕達
委員	新原春二	委員	森満晃
委員	中島由美子	委員	落口久光
委員	成川幸太郎		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 下園政喜

○その他の議員

議員	瀬尾和敬	議員	岩切正之
議員	井上勝博		

○説明のための出席者

議会事務局長	道場益男	議事調査課長	堀ノ内孝
--------	------	--------	------

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	久米道秋	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

○審査事件等

- 1 会派異動に伴う議会運営委員会委員等の取扱いについて
 - 2 塩田議員の通告後の入院（再手術）に伴う一般質問の取扱いについて
-

△開 会

○副委員長（坂口健太）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（坂口健太）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、1名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、本職において、随時許可いたします。

△会派異動に伴う議会運営委員会委員等の取扱いについて

○副委員長（坂口健太）それでは、まず、会派異動に伴う議会運営委員会委員等の取扱いについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）それでは、資料1-1を御覧ください。

会派異動に伴う議会運営委員会委員等の取扱いについてでございます。

3月2日付で、創造薩摩川内から会派代表者変更届及び会派所属議員変更届が、また、みらい創和会から会派結成届が提出されたことから、会派から委員を選出している議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任の取扱いについて、御確認いただきたいというものでございます。

大きな1番、会派に関する届出状況でございます。

創造薩摩川内から会派に関する届出としまして、会派代表者変更届、会派所属議員変更届が出されまして、一番右の欄のとおりになっているところでございます。

下のほうですが、みらい創和会から会派結成届が出されまして、一番右のほうの欄のとおりになっているところでございます。

2点目、議会運営委員会委員についてでございます。

まず、辞任願の取扱いでございますが、委員がその所属する会派を離脱し、または他の会派に所属することとなったときは、申合せ事項に基づき

まして、委員の辞任願の提出が必要となっております。

瀬尾、徳永、両委員にあつては、3月2日に提出済みでございます。

下のほうに、申合せ事項を参考で記載してございます。

次のページをお開きください。

委員選出に係る再計算の取扱いについてでございます。

申合せによりましては、会派に異動があったときは、議会運営委員会の選出数を、定例会ごとに招集日前に再計算することと規定しておりますけれども、今回のような取扱いの先例では、会期中に会派等の変動があった場合においては、速やかに再計算を行っておりますことから、今回も同様の取扱いとしたいということでございます。

参考として、申合せ事項を掲載してございます。

(3)の選出委員の再計算でございますけれども、ここで資料1-2にドント表を作っておりますので、何枚かめくっていただきまして、資料1-2を御覧ください。

ドント表についてでございます。委員会定数は9名でございます。会派ごとに再計算しました結果が左から2番目の列のところに太囲みで記載してございます。

みらい創和会4名、創造薩摩川内3名、新創会1名、公明党1名の計9名となったところでございます。

また資料1-1の、先ほどのところにお戻りいただきたいと思います。

今、ドント表で確認いただきましたとおり、みらい創和会から新たに4名の選出届を、また、創造薩摩川内からあと2人の辞任届を提出していただく必要が生じたことになります。

次の、(4)の委員選出の手続でございますけれども、できましたらこの後、届出を出していただきまして、また再開していただきまして、明日の3月5日の本会議で委員を選出することとしたいと考えております。

ここで、今後のスケジュールを説明したいと思いますので、また資料1-3を御覧ください。何枚かめくっていただきまして、すみませんけれども、よろしく願います。

資料1-3、会派異動に伴う今後の手続の進め

方についてでございます。

3月2日に、先ほど申し上げましたとおり、会派関係届の提出、議運委員辞任願の提出がされております。

本日、本会議がございまして、ただいま本会議終了後の議会運営委員会を開いていただいておりますのでございます。その議運終了後ということで、できましたら、委員候補者選出届、委員辞任願の提出を、この後していただきまして、本日議会運営委員会を再開して、もう一度開いていただきまして、委員の選考を終えていただきたいと思いますと考えております。

明日の本会議におきまして、議員運営委員の選任について議長から指名していただきまして、塩田議員の件は、これから協議していただきますけれども、質問順位等の変更等を議長のほうで報告していただければと考えております。

その後、昼休みになるかと思っておりますけれども、議会運営委員会を開いていただきまして、委員長との互選をしていただき、午後の本会議で委員長互選結果の報告、一般質問をしていただきまして、本会議終了後に議運正副委員長会議、これは翌8日の分でございますけれども、正副委員長会議を予定しております。

8日の月曜日10時から本会議。本会議終了後に議会運営委員会、陳情の取扱い、中日提出予定議案等の審議方法等についてを、これは、この議運は通常のもう議運の流れになりますけれども、開催していただきたいと考えております。

9日の本会議におきまして一般質問、塩田議員の登壇ということで、今から御協議になりますけれども、一応入れてございます。

資料1-3は、以上でございます。

また資料1-1にお戻りいただきまして、3ページになります。

特別委員会委員ですけれども、申合せによりまして、所属する会派に変更があっても、交代は必要ないこととなっておりますので、今回、影響はないということでございます。

資料1-1の次に、会派所属議員の変更届として、創造薩摩川内のもとは会派代表者変更届、創造薩摩川内の変更届、会派届ということで、みらい創和会からの会派届、辞任願ということで、瀬尾委員と徳永委員の辞任願を添付してございます

ので、御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○副委員長（坂口健太）ただいま説明がありましたが、御質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（坂口健太）オブザーバーの皆様はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（坂口健太）質疑、意見はないと認めます。

それでは、会派異動に伴う議会運営委員会委員の取扱いについては、この委員会閉会后、改めて委員会を開催し、委員を選考した上で、明日5日の本会議において委員を選任することとして手続を進めていくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（坂口健太）御異議ありませんので、そのように手続を進めていくことに決定いたしました。

なお、該当する会派におかれましては、この委員会閉会后、速やかに必要書類の提出をお願いいたします。

また、本件につきましては、各会派所属議員へも周知して下さるようお願いいたします。

以上で、会派異動に伴う議会運営委員会委員等の取扱いについてを終了いたします。

△塩田議員の通告後の入院（再手術）に伴う一般質問の取扱いについて

○副委員長（坂口健太）次に、塩田議員の通告後の入院（再手術）に伴う一般質問の取扱いについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）資料2を御覧ください。

塩田議員の通告後の入院（再手術）に伴う一般質問の取扱いについてでございます。

今定例会におきます総括質疑並びに一般質問につきましては、先月25日に通告を締め切りまして、4日間における質問順位の割り振りを終えたところでございます。

その後、塩田議員から議長に対しまして、緊急的に入院（再手術）の必要が生じたため、質問順位を変更してほしい旨の申し出がございました。

つきましては、本件取扱いについて、御協議、御確認いただきたいというものでございます。

1 点目の会議規則における運用の取扱いでございますが、あらかじめ発言通告書を提出していても、欠席等をした場合は、通告の効力が失われるものとされておりますけれども、例外として、やむを得ないものと議長が認めた急病、災害その他の場合は、発言順位を変更することができる旨の見解が、これは会議規則の逐条解説でございますけれども、それに示されているところでございます。

2 点目の質問順位の変更案でございますが、塩田議員からは、再手術に伴い、3月1日から7日までの欠席届が提出されております。当該手術はやむを得ないものと考えられることから、塩田議員の質問順位を3月9日の最後に変更することとしたいというものでございます。

なお、この場合は、議長は、議場において変更の理由を報告してから、発言順位の変更を許可することになろうかと考えております。

図で位置関係を示してございます。

次のページに、参考としまして、会議規則を掲載してございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（坂口健太）ただいま説明がありましたが、御質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（坂口健太）それでは、オブザーバーの皆様、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（坂口健太）質疑、意見はないと認めます。

それでは、塩田議員の通告後の入院（再手術）に伴う一般質問については、資料のとおり取り扱うことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（坂口健太）御異議ありませんので、そのように取り扱うことに決定いたしました。

なお、本件については、各会派所属議員へも周知していただきますようお願いいたします。

以上で、塩田議員の通告後の入院（再手術）に伴う一般質問の取扱いについてを終了いたします。

○副委員長（坂口健太）以上で、議会運営委員会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（坂口健太）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

△閉 会

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

副委員長 坂 口 健 太